

社団法人広島県社会福祉士会役員候補者並びに社団法人日本社会福祉士会 代議員候補者選出に関する「公示」

社団法人広島県社会福祉士会
選挙管理委員会

次のとおり、社団法人広島県社会福祉士会役員候補者並びに社団法人日本社会福祉士会代議員候補者の選出を行うので公示します。

1 選出する役員候補者並びに代議員候補者

(1) 社団法人広島県社会福祉士会 会員理事 19人

(1) 支部選出理事 16人		
東支部	4人	2008年10月1日現在の会員数に基づき比例配分 (役員選出規則第3条第2項)
西支部	7人	
中南支部	3人	
北支部	2人	
(2) 全県選出理事 3人		

(2) 社団法人日本社会福祉士会代議員 4人

(社団法人日本社会福祉会から通知される人数)

2 選出する役員及び代議員の任期

2009年4月1日から2011年3月31日

3 選出方法

(1) 支部選出理事

支部選出理事立候補者名簿の中から支部ごとに候補者を選出し、総会において選任する。

(2) 全県選出理事

全県選出理事立候補者名簿の中から正会員の投票により候補者を選出し、総会において選任する。ただし、立候補者が定数を超過しない場合は投票を行わず、全員を候補者とする。

(3) 代議員

上記(2)全県選出理事の選出方法に準ずる。

4 立候補の受付

- 立候補受付期間

2008年12月1日（月）から2008年12月26日（金）

郵送によることとし締切日の消印を有効とする。

- 受付先

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2

社団法人広島県社会福祉士会 選挙管理委員会

5 立候補の要件

① 立候補者は正会員であることを要する。

② 立候補者は正会員2名による推薦があることを要する。

6 立候補の方法

- 役員立候補は、別紙（白色）「社団法人広島県社会福祉士会役員立候補届」及び「社団法人広島県社会福祉士会役員立候補者推薦書」（2人分）をあわせて、郵送により提出する。

- 封筒の表面には必ず「役員立候補届在中」と朱書すること。

- 代議員立候補は、別紙（クリーム色）「社団法人日本社会福祉士会代議員立候補届」及び「社団法人日本社会福祉士会代議員立候補者推薦書」（2人分）をあわせて、郵送により提出する。

- 封筒の表面には必ず「代議員立候補届在中」と朱書すること。

7 禁止事項

(1) 連続3期（6年）を超えての同一役職選任の禁止【定款第15条第1項】

(2) 支部選出理事及び全県選出理事への重複立候補の禁止【規則第6条第1項（5）】

(3) 推薦者が推薦できる立候補者は1人に限られる【規則第6条第2項（2）】

(4) 推薦者は立候補者できない【規則第6条第2項（3）】

(5) 選挙管理委員は立候補できない。また立候補者を推薦できない【規則第8条第3項】

8 留意事項

- 立候補者及び推薦者の名前、会員番号、所属支部及び「主な活動歴」「立候補の理由・抱負」等については、本会ホームページ等で公開されます。

- 立候補の受付は郵送のみです。十分ご注意ください。

9 補足

- 選挙管理委員会は、役員選出に関する事務を所管します。

- 支部選出理事立候補者名簿は、各支部役員会に提出します。

- 全県選出理事立候補者名簿は、会員に送付します。

- 外部理事候補者及び監事候補者は規定により理事会において選出します。

- 選挙管理委員会は、役員候補者名簿（支部選出理事、全県選出理事、外部理事、監事各候補者の名簿）を整え、総会に提出します。総会において役員の選任（承認）を行います。

以上